

関係各位

2021年4月30日
ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

株式会社ロッテホールディングスの定時株主総会への
株主提案（取締役選任議案及び定款変更議案）提出のお知らせ

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」といいます。）の最大株主である株式会社光潤社（以下「光潤社」といいます。）は、ロッテホールディングスのコーポレート・ガバナンスの機能が欠如している現状を抜本的に糺すため、2021年6月に開催される予定のロッテホールディングスの定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に向けて、下記のとおり、株主提案を提出いたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 株主提案の趣旨

ロッテホールディングス代表取締役会長の重光昭夫氏は、2019年10月に、韓国において贈賄罪・背任罪など複数の罪状に関して有罪判決が確定したにも拘わらず、現在もなお、ロッテホールディングスの代表取締役に留まり続けております。

代表取締役が刑事事件で有罪判決を受けるという事態により、約70年に亘って従業員たちが築き上げてきたロッテグループのブランド価値・レピュテーション・企業価値は大きく毀損しました。それにも拘わらず、ロッテホールディングスにおいては、有罪判決を受けた当人を始めとして、誰も責任を取らず、原因の究明や再発の防止も図られていない等、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点のみならず、企業倫理の観点からも理解不能な状態に陥っております。

ロッテグループがこうした状況から脱却し、真にステークホルダーの皆様をはじめ、社会からの信頼を取り戻すためには、コーポレート・ガバナンスの抜本的な刷新・建て直しが不可欠であり、その実現のため、取締役として重光宏之を選任する議案、そして、有罪判決を受けるような不適切な人物がロッテホールディングスの取締役に就任することを防止する観点から取締役の欠格事由を新設する定款変更議案を併せて本定時株主総会に提出いたしました。

2. 本株主提案の内容

- (1) 取締役1名（重光宏之）選任の件
- (2) 定款変更の件

株式会社ロッテホールディングスの定款を下記のとおり変更する。

記

株式会社ロッテホールディングスの現行の定款に、第18条の2として、以下の条文を新設する。

【変更案】

第18条の2 法令（外国の法令を含む。）の規定に違反し、禁固以上の刑（外国において言い渡された同様の刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を含む。）は、取締役となることができない。

重光宏之及び光潤社といたしましては、ロッテグループの社員とそこご家族ほか関連するステークホルダーの皆様のために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を立て直し、経営正常化を実現するためあらゆる手段を尽くします。引き続き、皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上